

桑名市公用車の次世代自動車導入方針

令和3年7月14日

総務部 グリーン資産創造課

1 目的

近年、全国的に大気環境の改善及び地球温暖化対策として、低公害かつ低燃費の自動車（次世代自動車）の普及が求められており、国や自治体においても、次世代自動車の率先導入が進められています。

本市においても、全国同様に地球温暖化対策等の取組みを推進していくために、令和3年3月24日に「桑名市ゼロカーボンシティ宣言」を掲げ、脱炭素社会の実現に向け2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指すこととしております。

その取組みの一つとして、まずは2030年までに本市所有の全ての公用車を次世代自動車へ転換するにあたり、今後の公用車導入に関する基本的な方針を示します。

2 対象

桑名市が導入する（購入・リース・貸与・寄附等）全ての自動車とする。

3 次世代自動車の定義

次世代自動車とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車とする。

4 基本方針

公用車の導入に当たっては、次に掲げる自動車を選定すること。

- (1) 次世代自動車
- (2) 次世代自動車の導入が困難な場合は、特に排出ガスが少なく、かつ燃費性能に優れた自動車を導入すること。
- (3) 重量車及び特殊・種車両、その他特に必要と認める車両に限り、求める仕様に適合する自動車の中に前項の自動車が無い場合は、本方針の趣旨を十分理解したうえで、導入部局の判断で導入すること。

5 留意事項

上記「4 基本方針」と併せて、以下の事項についても留意すること。

- (1) 新規導入時は、用途に応じた適切な大きさの自動車を選定すること。また、車両更新時は同型の自動車だけでなく、より小型及び低排気量の自動車への代替を検討すること。
- (2) 次世代自動車の導入時は、補助金等の利用を検討すること。
- (3) 自動車の寄附や無償貸与を受ける場合にあっては、本方針を示し、配慮を求めること。
- (4) その他、不明な点等がある場合は、グリーン資産創造課と協議を行うこと。

6 運用

- (1) 本方針は、令和3年7月14日から運用する。
- (2) 本方針は、自動車業界の最新技術に注視し、必要に応じ適時見直しを行う。